平成２２年（フ）第２２５号
高知県吾川郡いの町天王北４丁目５番地４
債務者　矢野　雅也
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６７号
高知市竹島町61番地８
債務者　安並　和文
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９４号
高知市南川添１番21号　コーポ中平303号
債務者　武政　真実
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９８号
高知県長岡郡本山町本山1045番地
債務者　沖　　和
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９９号
高知県長岡郡本山町本山1045番地
債務者　沖　クスコ
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０６号
高知県高岡郡日高村本郷594番地
債務者　田村　洋介
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０９号
高知県香美市土佐山田町栄町６番18号　ガーデンヒルズＴｏｓａｙａｍａｄａ201号室
債務者　髙山　健二
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１２号
高知市塩屋崎町２丁目11番43号
債務者　齊藤　照雄
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１５号
高知市口細山208番地47
債務者　大﨑友里江
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１８号
高知市東秦泉寺302番地１
債務者　山中　禮子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２４号
福岡県八女市忠見1109番地７　クワドラードＢ号室
債務者　江原すみれ（旧姓有光）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第３０号
福岡県八女市本村343番地１　サンライズフジ101号
債務者　白木　　実
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１３３号
北九州市門司区大里戸ノ上２丁目１番19号
債務者　入佐　秋男
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５８号
佐賀県佐賀市大和町大字久池井1660番地20
債務者　松永　　肇
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
佐賀県佐賀市鍋島２丁目１番17号
債務者　古賀　知希
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
佐賀県佐賀市鍋島２丁目１番17号
債務者　古賀　千恵
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
宮崎県児湯郡都農町大字川北17430番地１
あけぼの団地60―２―203
債務者　坂本　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０号
宮崎県日南市戸高２丁目17番地11　コーポイザワ11号
債務者　黒木　忠義
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係